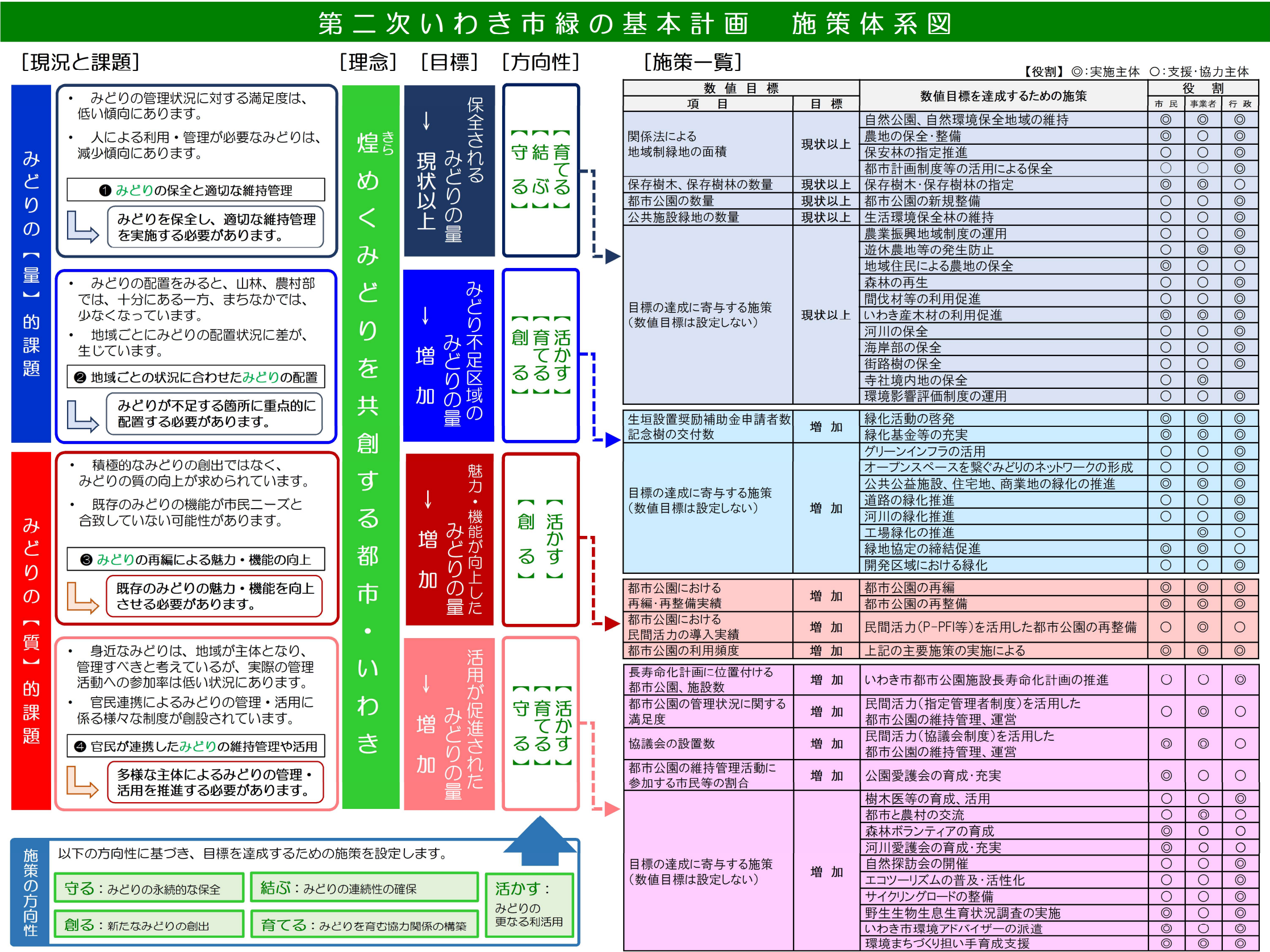


5. みどりの保全及び緑化推進のための施策



5-1 保全されるみどりの量を現状以上にするための施策

前章の数値目標及び方針を達成するための方向性は、「守る」「結ぶ」「育てる」とし、これらに基づいた施策を設定します。

表 5-1-1 施策一覧

◎:実施主体 ○:支援、協力主体

No	対象となる 主なみどり	施策名称	役割		
			市民	事業者	行政
1	県立自然公園、 自然環境保全地域	自然公園、自然環境保全地域の維持	◎	◎	◎
2	農地	農地の保全・整備	◎	○	◎
3	山林、丘陵樹林地	保安林の指定推進	○	○	◎
4	農地	都市計画制度等の活用による保全	○	○	◎
5	保存樹木・保存樹林	保存樹木・保存樹林の指定	◎	◎	○
6	大規模な公園緑地	都市公園の新規整備	○	○	◎
7	丘陵樹林地	生活環境保全林の維持	○	○	◎
8	農地	農業振興地域制度の運用	○	○	◎
9	農地	遊休農地等の発生防止	○	◎	◎
10	農地	地域住民による農地の保全	◎	○	○
11	山林、丘陵樹林地	森林の再生	○	○	◎
12	山林、丘陵樹林地	間伐材等の利用促進	○	○	◎
13	山林、丘陵樹林地	いわき産木材の利用促進	◎	◎	◎
14	河川	河川の保全	○	○	◎
15	海岸線	海岸部の保全	○	○	◎
16	街路樹・幹線道路	街路樹の保全	○	○	◎
17	寺社・文化財	寺社境内地の保全	○	◎	
18	山林、丘陵樹林地	環境影響評価制度の運用	○	○	◎

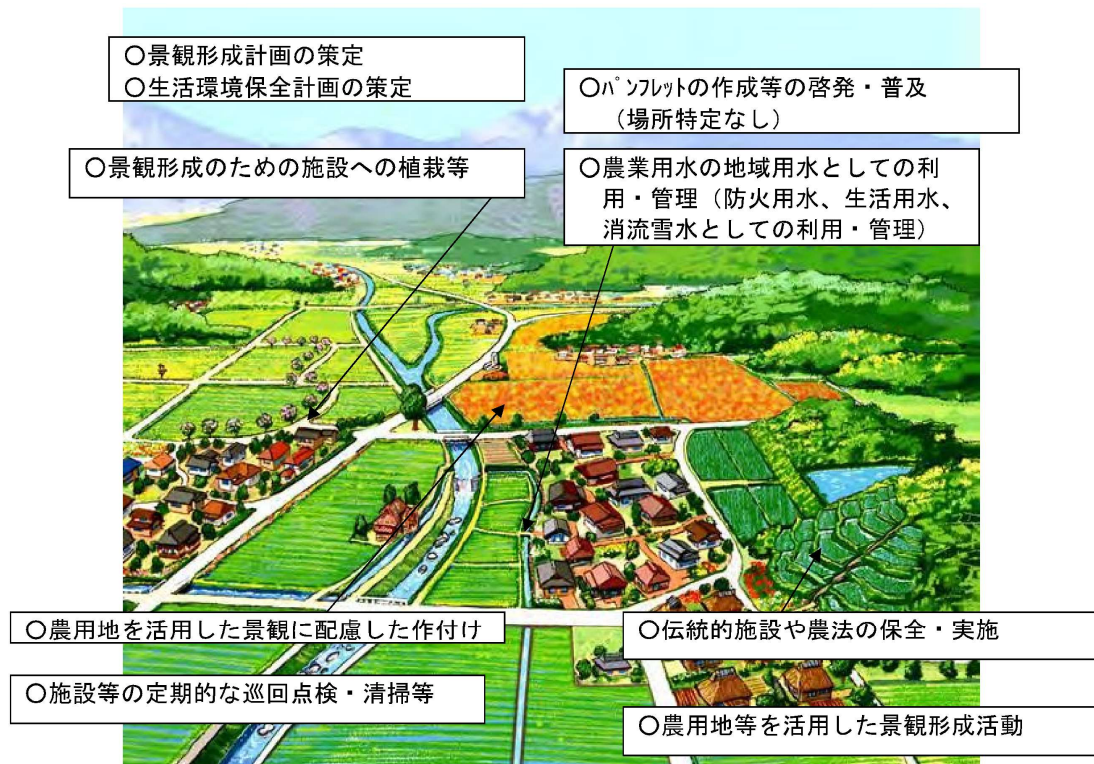
1) 自然公園、自然環境保全地域の維持

福島県自然公園や自然環境保全地域において、自然環境の保護及び景観の維持を図るため、官民連携による自然公園等の美化清掃活動を実施します。

2) 農地の保全・整備

地域のニーズを的確に捉え、地域の実情・立地条件に応じたほ場区画、農業水利施設、農道等の農業生産基盤の保全・整備について、自然環境や生態系の保全に配慮し、周辺環境との調和を図りながら実施します。

また、平地と比べ自然的・経済的・社会的条件が不利である中山間地域等においては、農業者等に財政的な支援を行い、中山間地域等の農業を振興し、農地の保全を図ります。



〔出典：多面的機能支払交付金【資源向上活動（共同）】（農林水産省）〕

図 5-1-1 景観を形成する活動や生活環境を保全する活動のイメージ

3) 保安林の指定推進

「水源涵養機能」「山地災害防止・土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化・風致機能」を持つ森林を保全するため、保安林の指定を推進します。



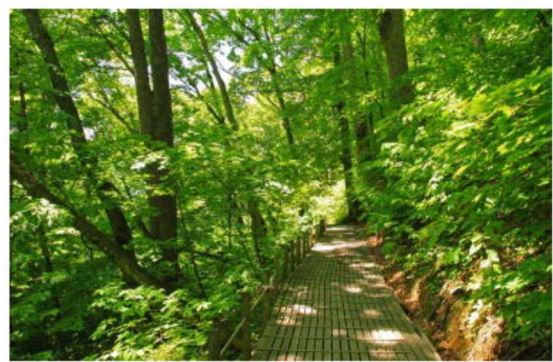
- 水源かん養保安林
森林の洪水緩和機能や水資源貯留機能等を高度に保ち、洪水・濁水を緩和し、各種用水を確保



- 土砂流出防備保安林
表土の侵食による土砂の流出を防止



- 土砂崩壊防備保安林
林地の崩壊を防止し、家屋・農地・道路等を保護



- 保健保安林
保健休養の場を提供し、空気の浄化や騒音の緩和等により生活環境を保全

〔出典：治山のしおり 国土強靱化に向けて（林野庁）令和2年〕

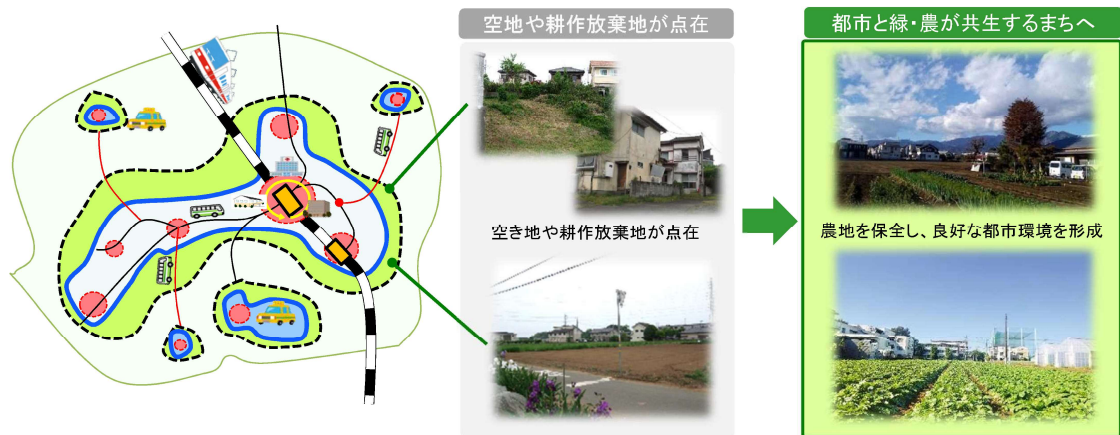
図 5-1-2 保安林の例

4) 都市計画制度等の活用による保全

都市農地については、平成 28 年 5 月に閣議決定された都市農業振興基本計画により、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと転換されました。さらに、平成 29 年 6 月に改正された生産緑地法では、都市農地のより一層の保全推進を可能とする制度が整備される等、都市農地を取り巻く制度や情勢は変化しています。

本市においては、郊外部の市街地区域内農地について、遊休農地等が増加することで、郊外の住宅地を中心に将来的に空き地・空き家問題の顕在化と合わせて、市街地が空洞化する要因のひとつとなることが懸念されています。

このような状況を踏まえ、コンパクトシティの効果を最大限に発揮させるとともに農地を守るため、周辺の土地利用状況や営農状況等を踏まえ、都市農地の保全を図る生産緑地制度の導入や田園住居地域等の指定を検討します。



〔出典：農と住の調和したまちづくり（国土交通省）〕

図 5-1-3 生産緑地地区のイメージ

田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。
住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

〔出典：みらいに向けたまちづくりのために（国土交通省）〕

図 5-1-4 用途地域「田園住居地域」のイメージ

5) 保存樹木・保存樹林の指定

巨木や古木等は、地域のシンボルとなり、また、市民の緑化に対する意識啓発を促す効果を持っていることから、保存樹木・保存樹林の指定を推進します。



図 5-1-5 制度概要図

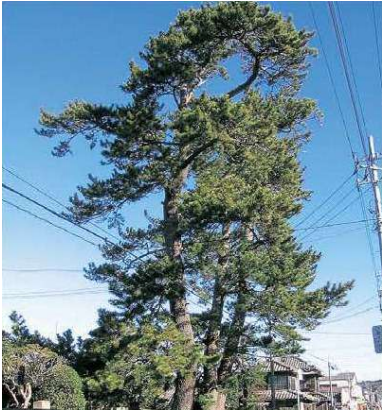
	
クロマツ	イチョウ
	
イロハカエデ	エドヒガン

図 5-1-6 保存樹木の例

6) 都市公園の新規整備

①住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の新規整備

JR いわき駅北口にある磐城平城本丸跡地においては、（仮称）磐城平城・城跡公園の整備を進めていますが、今般の埋蔵文化財発掘調査において、良好な状態で遺構が出土したことから、遺構の重要性やその範囲についての検証結果及び史跡指定の取組状況に応じ、公園整備計画について再検討するなど、適時・適切に進めていきます。

本公園は、「いわきを象徴する場所」、「歴史を語り継ぐ場所」、「いつでも誰でも楽しめる場所」として、公園の整備・管理・運営において、市民が積極的に参加することにより、継続的な賑わいの創出を目指していきます。



図 5-1-7 （仮称）磐城平城・城跡公園イメージパース

②都市基幹公園（総合公園、運動公園）の新規整備

21 世紀の森公園は常磐地区の拠点となる都市公園ですが、現在、一部未供用の区域があることから、新たなゾーンを創るため、今後、都市計画決定された区域の整備を進めていきます。

また、いわき金成公園は、現在、総合公園として計画決定はされていますが、供用はされていない公園です。本公園は、市街地に囲まれた市民に身近な自然を保全するとともに、地域特性・環境特性等を踏まえ、市民が主体的な里山づくりを通して、自然の恵みを堪能し、享受できる里山環境を確保するとともに、「環境学習や自然体験」、「生活文化の継承」等の機能を導入し、里山の新たな価値の創造と環境との共生を実践する先導的な場として創るため、段階的・長期的に、都市公園として整備を進めていきます。



いわきグリーンスタジアム



花の谷

〔出典：いわき市ホームページ〕

図 5-1-8 21 世紀の森公園

③その他の公園緑地等（風致公園、防災緑地等）の新規整備

勿来の関公園は、勿来地区で拠点となる風致公園です。現在、一部未供用の区域があることから、新たなゾーンを創るため、今後、都市計画決定された区域の整備を進めていきます。



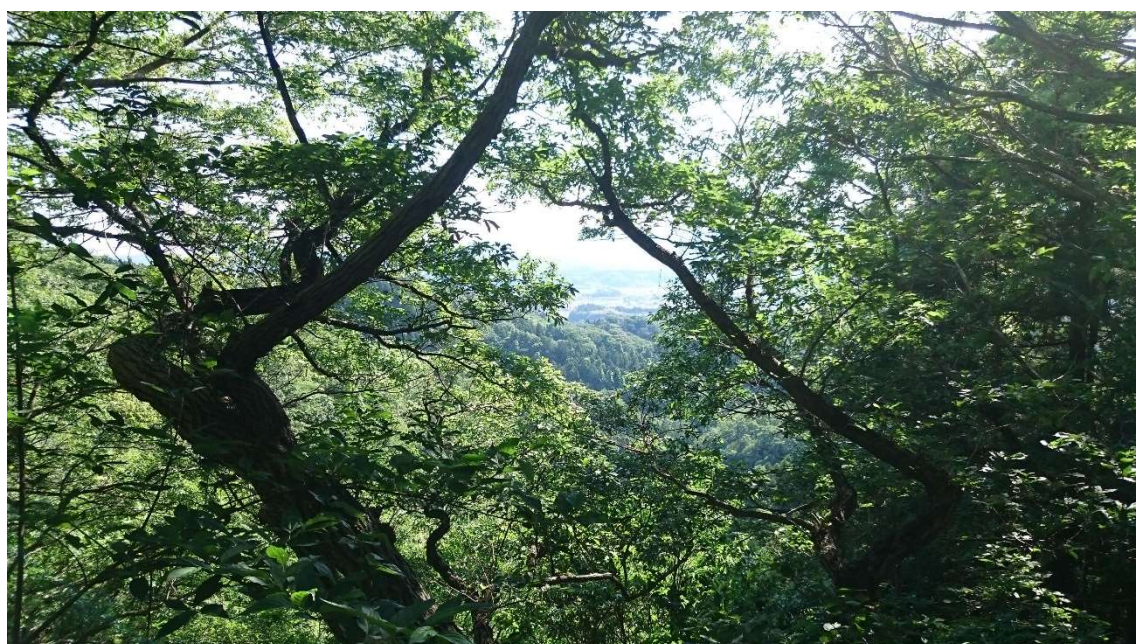
〔出典：いわき市ホームページ〕

図 5-1-9 勿来の関公園（施設：吹風殿）

7) 生活環境保全林の維持

生活環境保全林とは、「市街地等の周辺にあって、水源の涵養や土砂の流出・飛砂、風水害、落石等の防備のために、保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるために造成改良整備された森林」です。

市内の生活環境保全林は、石森山及びときわ台にあり、これらの森林は、自然の恵みのなかで市民が親しみ潤える機能を有することから、これらを守るため、保全林内の施設や保安林の維持管理を実施します。

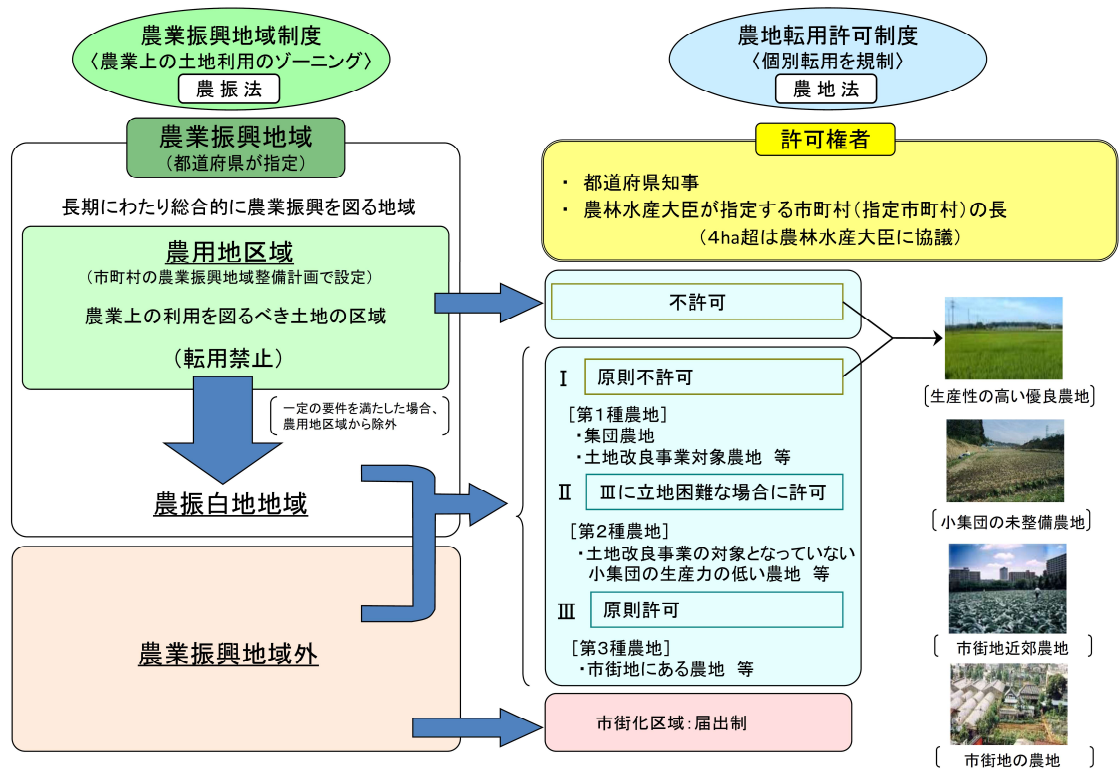


〔出典：いわき市ホームページ〕

図 5-1-10 石森山の生活環境保全林

8) 農業振興地域制度の運用

いわき市では、将来的に農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域を設定しています。今後も、関係機関・団体等と連携して農業振興地域制度の適正な運用を図り、優良農地を確保します。



〔出典：農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要（農林水産省）〕

図 5-1-11 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

9) 遊休農地等の発生防止

優良農地の持続的な保全や遊休農地等の発生防止を図るため、農地パトロール（農地利用状況調査）を実施します。また、農地中間管理機構が行う事業等を活用しながら、再生・利用する取り組みを促進します。



図 5-1-12 農地パトロールの活動状況

10) 地域住民等による農地の保全

農業・農村が有する多面的機能（自然環境の保全、水源の涵養等）を維持するための地域住民による共同活動に対し、財政的な支援を行い、農地の保全を図ります。



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

〔出典：高めよう地域協働の力！多面的機能支払交付金のあらまし（農林水産省）〕

図 5-1-13 地域住民等による活動例

1 1) 森林の再生

原発事故により森林が広範囲に放射性物質で汚染され、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する水源涵養や山地災害防止等の公益的機能の低下を踏まえ、間伐等の森林施業と路網整備を一体的に実施し、森林の公益的機能を維持しながら、放射性物質を低減し森林の再生を図ります。

森林整備直後



森林整備3ヶ月後

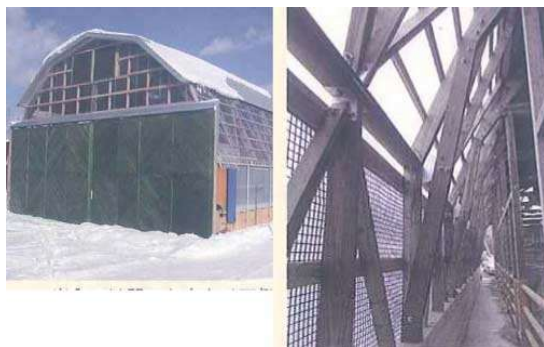


〔出典：ふくしま復興ステーションホームページ
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/64-2.html>〕

図 5-1-14 森林再生のイメージ

1 2) 間伐材等の利用促進

間伐材を有効活用することにより、森林所有者等の間伐意欲の喚起を促すとともに、地域林業及び中山間地域の活性化させることで森林の保全・育成を図ります。



カラマツの間伐材を利用した木造畜舎



新たな紙製品の開発（カートカン）

〔出典：林野庁ホームページ
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/suisin/con_1_3.html〕

図 5-1-15 間伐材利用のイメージ

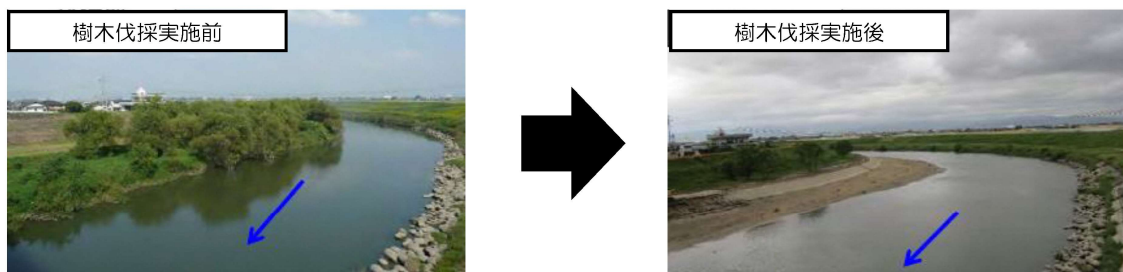
1 3) いわき産木材の利用促進

いわき産木材を利用した個人住宅の増改築に係る工事等に、財政的な支援を行うことにより、地域林業の活性化を図ります。

また、「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」に基づき、公共建築物の木造木質化の推進や市内で住宅を新築等した際の支援を行い、いわき産木材の利用促進を図ります。

1 4) 河川の保全

堆砂除去や倒木等の撤去等を実施し、河川の治水強化を図ります。



〔出典：水防災意識社会 再構築ビジョンの取組【県内 8 方部全体版】（国土交通省・福島県）〕

図 5-1-16 河川の保全イメージ

1 5) 海岸部の保全

自然海岸の保全を図るため、海岸線の風致地区指定に努めます。



薄磯海岸



波立海岸

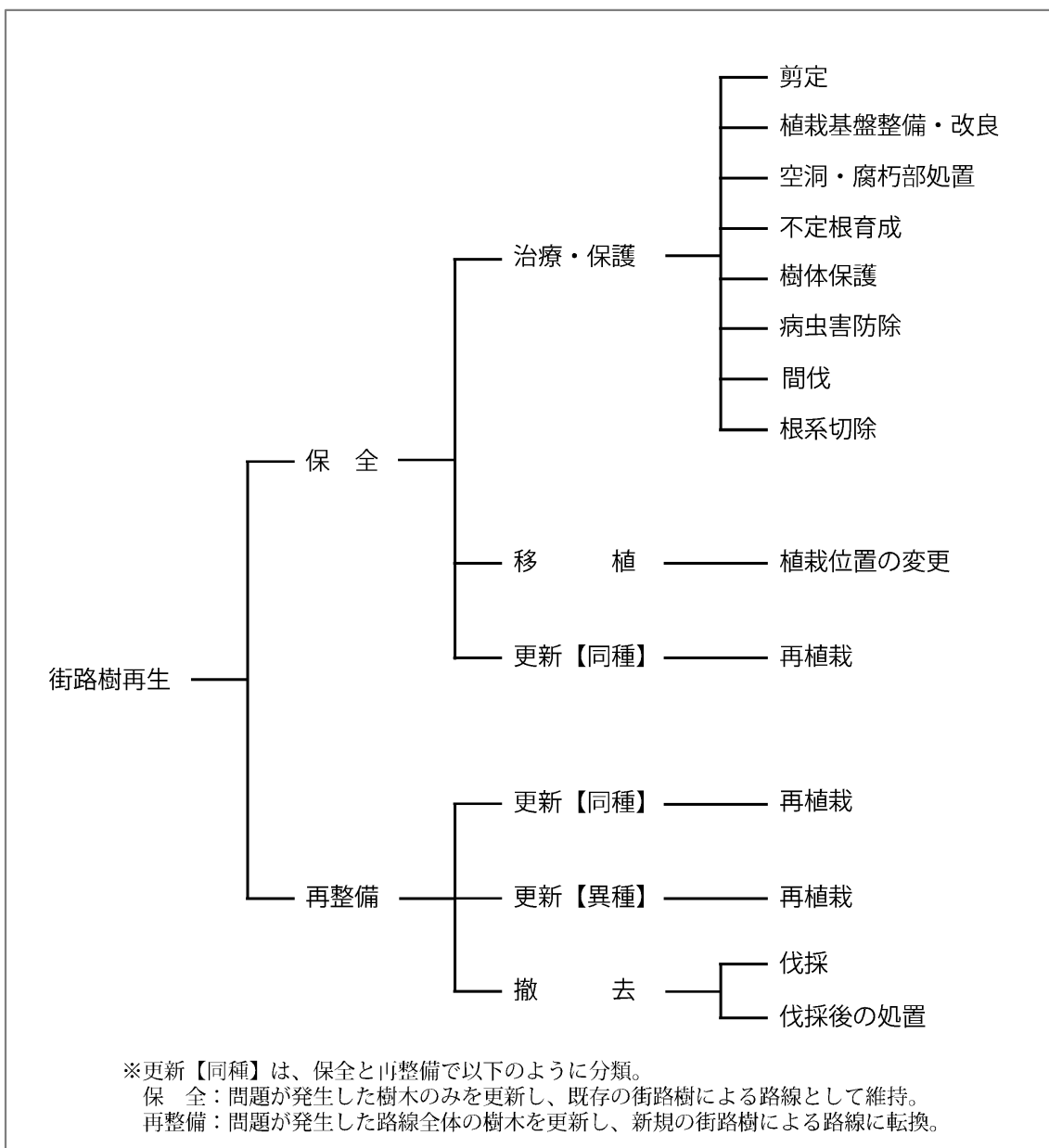
〔出典：いわき市ホームページ〕

図 5-1-17 優れた景観を持つ海岸例

16) 街路樹の保全

都市景観の形成や自動車騒音の低減等環境保全に寄与する街路樹を保全するため剪定、病虫害防除、生育基盤の改善、樹体保護を実施します。

また、植栽から年数が経過して大木化、衰弱化した街路樹は、周辺環境、道路構造を踏まえて再整備を推進します。



〔出典：街路樹再生の手引き（国土技術政策総合研究所）〕

図 5-1-18 街路樹再生の体系（例）

1 7) 社寺境内地等の保全

社寺境内地は、文化的意義を有しており、また、地域のコミュニティ形成の場として機能しています。そして、そのほとんどが社叢林を有しており、市街地内では貴重なみどりとなっているため、永続的な機能確保に努めます。



国宝 願成寺白水阿弥陀堂



薬王寺

〔出典：いわき市ホームページ〕

図 5-1-19 いわき市内の主な文化財や寺社

1 8) 環境影響評価制度の運用

山林の保全のため、山林で実施する環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、環境保全に必要な措置を検討し、環境影響評価法または福島県環境影響評価条例といった法令に基づく環境影響評価制度を継続して運用します。



〔出典：環境アセスメント制度のあらまし（環境省）〕

図 5-1-20 環境アセスメントの位置づけ